

## 《図面謄本交付期間短縮請求に必要な添付書類について》

道路台帳図又は道水路等境界調査図の図面謄本請求が、土地家屋調査士、土地家屋調査士法人又は測量士から行われた場合において、次により作成された資料が添付され、現地と本市管理図面との整合が確認できるときは、交付までの期間を2週間程度でお取り扱いいたします。

(※) ただし、「横浜市境界調査図等の証明等に関する事務取扱要領」の各要件についても満たすことが必要です。

### ○ 現地実測図（道路台帳区域線図又は道水路等境界調査図の写しに記入）

・必ず道路台帳区域線図又は道水路等境界調査図の写しに実測値を記入してください。

※ プロット図や地積測量図を新たに作成する必要はありません。

※ 1/500 で読み取れない箇所については、1/250 や 1/100 で別途印刷したものに記入してください。

・請求対象地、証明範囲、境界標種類及び実測値を必ず赤色で明記してください。

・境界標に点番号が付されていない場合は、任意の点番号を赤色で付してください。

・現地実測は、請求対象地の対側地を含め、証明範囲の1点先まで行ってください。

・現地の状況が変化する場合がありますので、現地実測及び境界標の写真撮影は、請求日以前3か月以内の直近日に行ってください。

・土地家屋調査士、土地家屋調査士法人又は測量士の記名・押印により、現地の状況及び実測結果について相違ない旨の証明をしてください。

※必ず、現地実測図に記載してください。《記載例等は裏面参照》

・三つ折り等の方法により、A4版に折りたたんでください。

### ○ 境界標の写真

・証明範囲の境界標（点）が確認できるよう、遠景及び近景の写真を添付してください。

・現地実測図の点番号（任意の点番号を付した点については、付した点番号）と対照できるよう、写真に点番号を記載してください。

・遠景の写真には、境界標の位置が確認しやすいよう○印をつけてください。

